

年 月 日

杉並区公契約条例に係る誓約書（委託）

所在地
氏名・名称
代表者

様

所在地
氏名・名称
代表者

貴社と に関する 契約（以下「本契約」という。）を締結するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働組合法（昭和24年法律第174号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律（平成5年法律第76号）、労働契約法（平成19年法律128号）を遵守すること。
- 2 杉並区公契約条例第7条第1項に規定する者（最低賃金法第7条に規定する労働者を除く。以下「特定労働者等」という。）に支払う労働の対価の額（最低賃金法第4条第3項各号に掲げる賃金を除く。）は杉並区長が定める基準額（以下「労働報酬下限額」という。）を下回らないこと。
- 3 本契約に係る業務が継続性のある業務である場合、本契約締結前から当該業務に従事していた者であって、雇用されることを希望するものを、特別の事情が無い限り、雇用するよう努めること。
- 4 次に掲げる事項を、作業所等の特定労働者等が見やすい場所に掲示又は書面を交付することによって特定労働者等に周知すること。
 - (1) 特定労働者等の範囲
 - (2) 労働報酬下限額
 - (3) 賃金の支払いについて貴社に連帯責任があること
 - (4) 所定労働時間及び休日
 - (5) 労働の対価の額が支払われていない場合又は労働報酬下限額を下回る場合の申出先及び連絡先
 - (6) 前項の申出をしたことを理由として、当該特定労働者等に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いがないこと。
- 5 杉並区から本誓約書に記載された事項について、必要な報告の求めがあった場合には協力し、誠実に対応すること。
- 6 次に掲げる事項において損害が生じても、杉並区にその損害の賠償請求をしないこと。
 - (1) 本誓約書に記載された事項の違反により、本契約を解除した場合
 - (2) 貴社が杉並区との契約を解除されたことにより、本契約を解除した場合
- 7 特定労働者等から労働の対価が支払われていない又は労働報酬下限額を下回るとして申出があった場合は、誠実に対応するとともに、特定労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしないこと。
- 8 本誓約書の対象となる契約について、他の者にその一部を請け負わせる、又は他の者から労働者の派遣を受ける場合には、本誓約書と同一の内容を記載した誓約書を提出させること。